

検討対象事務評価シート

3

法令に基づく事務

1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一體	法令	特段	考え方	総合評価
1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務											
(1) 特定計量器に係る定期検査に関する事務	計量法に基づき、取引、証明に使用している特定計量器を対象に、定期的に(質量計(はかり等)は2年に1度、皮革面積計は1年に1度)検査を行う。	区	都	△	△	○	△	△	○	○地域の経済活動や住民生活に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市町村への移譲が可能とされている事務である。計量検定所の偏在等を踏まえた対応を考慮する必要はあるが、現在特別区が実施している事前調査の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速で効率的な対応が図れることが期待できる。	区

検討対象事務評価シート

③

法令に基づく事務

1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
(2) 勧告などに関する事務 (立入検査)	計量法に基づき、適正計量の実施に関する遵守事項及び商品量目等の違反を是正するために勧告・公表・改善命令等を行う。	区								○地域の経済活動や住民生活に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市町村への移譲が可能とされている事務である。計量検定所の偏在等を踏まえた対応を考慮する必要はあるが、特定計量器の定期検査の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速で効率的な対応が図れることが期待できる。	区
		都	△	△	○	△	△	○	○	○本事務は、検定、基準器検査等、計量検定所の事務全般を対象とすることから、計量制度の維持と信頼性を確保するため、計量全般についての経験と専門的な知識を有する職員が一体的かつ統一的に執行することが望ましい。 ○また、大都市東京の経済活動を背景として、都内の事業者は本部と傘下の系列店など区域を越えたネットワークを形成していることから、事業の執行に統一性を欠くことになれば、事業者に無用の混乱を招くことになり、経済取引活動に影響を与える可能性がある。 ○しかし、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保や効率的な人員配置を行うことができるなど、業務執行を効率的に行うことも可能である。 ○また、計量全般についての経験と専門的な知識を有する職員を配置することにより、問題発生時の対応や予防目的の検査など、きめ細かな、より地域の実情に応じた対応が可能となる。 ○ただし、移管を検討するにあたっては、以下の課題がある。 ①立入検査は、行政自らが実施することが必要であり、また検査結果に基づく的確な指導が要求されることから、計量全般についての経験・知識が十分な職員の確保が必要である。 ・当該事務は定期検査対象以外の計量器も検査対象になる。そのため、検査に際しては、各種分銅、質量計、液体メーター用基準タンク及び定盤・水準器等の検査器具及び知識と経験を有する計量専門職が必要である。 ・商品量目はもとより、特に燃料油メーター、液化石油ガスマーター、ガス・水道メーター等の特定計量器の立入検査は、専門的知識や技術力に加え、危険物取扱や被計量物（ガソリン、液化石油ガス等）の排出等検査後の処理もある。 ②都では、異動ローテーションの中で計量器の検定・検査から商品量目に係る指導まで計量全般にわたり業務を行い、経験に基づく知識・技術を習得する体制がある。 よって、当該事務は、法的、制度的に区へ移管することは可能であり、区へ移管する方向で検討するが、上記課題の解決が必要となる。	区

検討対象事務評価個票

[都]

3

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定計量器に係る定期検査	
担当	生活文化スポーツ局	
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理するに必要な事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由 △ 本事務は、計量制度の維持と信頼性を確保するため、計量全般についての経験と専門的な知識を有する職員が一体的かつ統一的に執行することが望ましい。</p>	
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由 △ 都では定期検査だけでなく、検定、基準器検査、計量証明事業用計量器検査、質量標準校正事務等、計量事務を総合的一体的に実施しており、定期検査と他の計量事務とを切り離すことは事務効率を著しく低下させるおそれがある。</p>	
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由 ○ 検査には、計量士と同等（5か月間の研修を受けた上、5年間の実務経験）の計量器（はかり等）技術に関する専門的な知識が必要であるが、特別区には、そうした知識を有する職員が配置されていない。</p>	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由 △ 一定以上の規模の区になることで、専門性を有する職員を確保し、効率的な人員配置を行うことも可能となる。</p>	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るために、都が一体的に処理するに必要な事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由 △ 行政検査、計量士検査、適正計量管理事業所自主検査と、検査体制が制度的に分離しているため、情報を一元管理することで、総合的に都域全体の計量器検査を適正に行うことが可能となっている。</p>	
(6) 法令の趣旨目的その他の法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由 △ 計量法施行令第4条の指定を受けることにより、特別区が事務を担うことは可能である。</p>	
(7) その他特段の事情があるかどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由 ○ 特別区に事務が移管され、指定定期検査機関に検査を委託する場合に、指定定期検査機関の受け皿を探することは困難であり、現在本事務を実施している市でも県の指定定期検査機関を指定することが多い。</p>	
		総合評価
		都 区 保

検討対象事務評価個票

[区]

3

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定計量器に係る定期検査	
担当局	生活文化スポーツ局	
業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るために、都が一體的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<p><考え方></p> <p>○地域の経済活動や住民生活に直接影響する事務であり、政令で定める市に移譲されているほか、事務処理特例制度により移譲を受けている市もある事業である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、現在定期検査に係る事前調査を実施している特別区が、地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量検定所の偏在等を踏まえた一定の広域的対応が必要となるが、各区間の連携や市町村部を所管する都との連携による対応も含めて考えれば、都による広域的な処理や一體的処理が必要とは言えない。 ・専門的技術を持った人材や効率的な検査体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継ぐほか、都においても行われている民間委託を活用することにより、円滑な執行は可能と考えられる。 <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、政令改正が必要であるが、事務処理特例により移管することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、地域の実情に応じたより迅速で効率的な対応が図れることが期待できる。</p> <p>○現在の計量検定所が、市町村部を含む都内全域の業務を担っており、また区部は2箇所に偏在していることも踏まえ、各区間の連携や市町村部を所管する都との連携の方策のほか、専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
	都	区
		保

検討対象事務の内容

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定計量器に係る定期検査												
担当局	生活文化スポーツ局												
(事務の概要)	<p>計量法(以下、法という。)に基づき、①特定計量器(はかり等)の定期検査の実施、②定期検査の実施の期日・場所等を公示、③定期検査に代わる計量士による検査(代検査)に係る届出の受理、④指定定期検査機関の指定などに関する事務を行う。</p>												
(主な事務内容)	<p>①特定計量器(はかり等)の定期検査の実施(法第19条第1項) デパート・スーパー・一般小売店等の商品取引及び、病院等で使用されている体重等の証明に使用している特定計量器の正確性を公的に担保するため、その性能及び器差(計量器の誤差)に係る検査を定期的に(質量計(はかり等)は2年に1回、皮革面積計(皮革の大きさを測る計量器)は1年に1回)行う。</p> <p>②定期検査の実施の期日・場所等を公示、変更(法第21条第2項、第3項) ・定期検査対象者へ、実施日、検査場所等を公示する。受検できない場合の検査日の変更。 ・公示とは別に、受検対象者へはがきにより集合検査(検査会場へ計量器を持込み検査)又は、所在場所検査(計量器の所在場所での検査)等検査形態毎に通知する。</p> <p>③定期検査に代わる計量士による検査(代検査)に係る届出の受理(法第25条) ・定期検査に代わる計量士による検査(代検査)を行った場合、届出により定期検査受検義務を免除。</p> <p>④指定定期検査機関の指定等(法第20条、30条、32条、33条、35条、37条、38条、39条1項) ・知事または特定市町村の長が、その指定する者(指定定期検査機関)に定期検査の全部または一部を行わせることができる制度。 ・指定定期検査機関が行う定期検査に係る手数料(法第158条) ・指定定期検査機関の処分又は不作為に関する審査請求(法第163条)</p>												
(特別区における事務処理の状況)	<p>標記の事務に関し、特別区は政令による指定を受けていない。</p> <p>*事前調査(法第22条) 行う定期検査について、区市町村は事前に、区域内の検査対象計量器の種類、数を調査し、都へ報告する。</p>												
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)	<p>大型・中型はかりの検査を指定定期検査機関へ業務委託している。さらに、20年度より小型のはかりの検査についても一部委託を予定している。</p>												
(その他)	<p>○小型はかり(ひょう量250kg以下)の委託状況について ・委託割合 現在、都内全域を3班に分けて実施しており、20年度の委託割合は、1班分に相当する1/3。 ・21年度の方向性 (社)東京都計量協会の体制整備の進捗状況を踏まえ検討</p>												
○代検査の検査実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検査戸数</th> <th>検査器物数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>2,652</td> <td>16,799</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>2,633</td> <td>17,557</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>1,725</td> <td>13,941</td> </tr> </tbody> </table>	年度	検査戸数	検査器物数	16	2,652	16,799	17	2,633	17,557	18	1,725	13,941
年度	検査戸数	検査器物数											
16	2,652	16,799											
17	2,633	17,557											
18	1,725	13,941											
○指定定期検査機関の使用する検査設備等の貸与有り(大型はかりの検査設備は共用)。													

(都における事務処理の状況)	<p>・定期検査</p> <p>平成18年度から、非自動はかりについては、すべて所在場所(店舗等・事業所)による検査を実施している。</p>																				
・定期検査実績(小型はかり) 区部における定期検査実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検査戸数</th> <th>検査器物数</th> <th>不合格器物数</th> <th>不合格率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>10,877</td> <td>23,389</td> <td>154</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>11,696</td> <td>26,111</td> <td>196</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>9,373</td> <td>20,022</td> <td>128</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率(%)	16	10,877	23,389	154	0.7	17	11,696	26,111	196	0.8	18	9,373	20,022	128	0.5
年度	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率(%)																	
16	10,877	23,389	154	0.7																	
17	11,696	26,111	196	0.8																	
18	9,373	20,022	128	0.5																	
・定期検査実績(皮革面積計)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検査戸数</th> <th>検査台数</th> <th>不合格数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	検査戸数	検査台数	不合格数	16	8	9	0	17	8	10	0	18	8	10	0				
年度	検査戸数	検査台数	不合格数																		
16	8	9	0																		
17	8	10	0																		
18	8	10	0																		
・指定定期検査機関	<p>計量法第20条の規定に基づき、(社)東京都計量協会を指定定期検査機関に指定し、平成14年度からひょう量2tを超えるはかり(大型)、平成16年度からひょう量250kgを超えるはかり(中型)についての定期検査業務を委託している。</p>																				
・指定定期検査機関(大型はかり及び中型はかり)の検査実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検査戸数</th> <th>検査器物数</th> <th>不合格器物数</th> <th>不合格率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>4,216</td> <td>9,125</td> <td>147</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>4,613</td> <td>9,593</td> <td>207</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>4,147</td> <td>9,104</td> <td>151</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率(%)	16	4,216	9,125	147	1.6	17	4,613	9,593	207	2.2	18	4,147	9,104	151	1.7
年度	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率(%)																	
16	4,216	9,125	147	1.6																	
17	4,613	9,593	207	2.2																	
18	4,147	9,104	151	1.7																	

検討対象事務評価個票

[都]

3

大区分 1 中区分 1 小区分 (2)

事業名	勧告などに関する事務(立入検査)	
担当	生活文化スポーツ局	
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理するに必要な事務かどうか。	<p>○本事務は、検定、基準器検査等、計量検定所の事務全般を対象とすることから、計量制度の維持と信頼性を確保するため、計量全般についての経験と専門的な知識を有する職員が一体的かつ統一的に執行することが望ましい。</p> <p>○また、大都市東京の経済活動を背景として、都内の事業者は本部と傘下の系列店など区域を越えたネットワークを形成していることから、事業の執行に統一性を欠くことになれば、事業者に無用の混乱を招くことになり、経済取引活動に影響を与えかねない。</p>	
事業評価	チェック	理由
	<input checked="" type="checkbox"/>	△ 検定、基準器検査等、計量検定所の事務全般を対象とすることから、計量制度の維持と信頼性を確保するため、計量全般についての経験と専門的な知識を有する職員が一体的かつ統一的に執行することが望ましい。
	チェック	理由
	<input checked="" type="checkbox"/>	△ 商品量目検査の主な対象にスーパー・マーケットがある。都においては系列スーパー等について、都内数店舗での検査結果に基づき、系列スーパー等の本部に対して指導することにより、効率的・効果的な立入検査を実施している。
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	○ 定期検査対象以外の計量器や商品量目及び危険物取扱や被計量物の排出等検査後の処理等に関する専門的な知識が必要であるが、特別区には、そうした知識を有する職員が配置されていない。
	チェック	理由
	<input checked="" type="checkbox"/>	△ 一定以上の規模の区になることで、専門性を有する職員を確保し、効率的な人員配置を行うことも可能となる。
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るために、都が一体的に処理するに必要な事務かどうか。	<p>○当該事務は定期検査対象以外の計量器も検査対象になる。そのため、検査に際しては、各種分銅、質量計、液体メーター用基準タンク及び定盤・水準器等の検査器具及び知識と経験を有する計量専門職が必要である。</p> <p>・商品量目はもとより、特に燃料油メーター、液化石油ガスメーター、ガス・水道メーター等の特定計量器の立入検査は、専門的知識や技術力に加え、危険物取扱や被計量物（ガソリン、液化石油ガス等）の排出等検査後の処理もある。</p> <p>②都では、異動ローテーション中で計量器の検定・検査から商品量目に係る指導まで計量全般にわたり業務を行い、経験に基づく知識・技術を習得する体制がある。</p> <p>よって、当該事務は、法的、制度的に区へ移管することは可能であり、区へ移管する方向で検討するが、上記課題の解決が必要となる。</p>	
(6) 法令の趣旨目的その他の法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	<p>○計量法施行令第4条の指定を受けることにより、特別区が事務を担うことは可能である。</p>	
(7) その他特段の事情があるかどうか。	<p>○計量全般についての経験と専門的な知識を有する必要があることから、既に実施している市においても単独での実施は少ない。</p> <p>また、市の検査は、台帳による検査（計量器の有効期間の確認）が中心であり、器差検査（計量器の器差が使用交差内かの検査）まで実施しているところはほとんどない。</p>	
総合評価		
都		区保

検討対象事務評価個票

[区]

3

大区分 1 中区分 1 小区分 (2)

事業名	勧告などに関する事務(立ち入り検査)	
担当局	生活文化スポーツ局	
業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<p><考え方></p> <p>○特定計量器の定期検査の事務と同様、地域の経済活動や住民生活に直接影響する事務であり、政令で定める市に移譲されているほか、事務処理特例制度により移譲を受けている市もある事業である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情ではなく、定期検査の事務と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的技術を持った人材や効率的な検査体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継ぎ、また各区間の連携や都の市町村部を所管する都と連携による対応も含めて考えれば、都による広域的な処理や一体的処理が必要とは言えない。 <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、政令改正が必要であるが、事務処理特例により移管することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、地域の実情に応じたより迅速で効率的な対応が図れることが期待できる。</p> <p>○現在の計量検定所が市町村部を含む都内全域の業務を担っていることも踏まえ、各区間の連携や市町村部を所管する都との連携の方策のほか、専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
	都	区
		保

検討対象事務の内容

3

大区分 1 中区分 1 小区分 (2)

事業名	勧告などに関する事務(立入検査)																				
担当局	生活文化スポーツ局																				
(事務の概要)	<p>計量法(以下、法という。)に基づき、法の施行に必要な限度において、取引・証明における計量をする者の工場、事業所等に立入り、特定商品や特定計量器を検査し、適正な計量の実施を図る。問題発生時の立入検査に加え、定期的(予防的)な立入検査を実施。 反した事業者に対し、是正するよう勧告等を行う。</p>																				
(主な事務内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・計量関係事業者が法に違反した場合、適正な計量の確保がなされるよう勧告、公表(法10条) ・計量関係事業者(特定商品の計量を行う者)が法に違反した場合、適正な計量の確保がなされるよう勧告、公表、命令(法15条1項・2項・3項) 																				
事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計量関係業務(製造、修理、販売、使用)に関する、事業者への報告徴収(法147条) ・特定計量器使用状況(有効期限・定期検査受検の有無)、商品量目等に関する立入検査(法148条) ・立入検査の際、現地での測定が困難な計量器等の提出命令、損失の補償(法149条) ・立入検査の際、量目公差を超えるものについて特定物象量の表記の抹消、理由の告示(法150条) ・立入検査の際、取引、証明に用いる計量器の性能、器差、有効期間が基準を満たさない場合の検定証印等の除去、除去に係る理由の告知(法151条) ・立入検査の際、タクシーメーター等の性能、器差、有効期間が基準を満たさない場合の装置検査証印等の除去、除去に係る理由の告知(法153条) ・立入検査によらない検定証印等の除去、理由告知(法154条1項、3項) 																				
注	注: 勧告等(法10条)、計量器等の提出命令(法149条)の実例は無い。																				
(特別区における事務処理の状況)	標記の事務に関し、特別区は政令による指定を受けていない。																				
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)	無																				
容	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正計量管理事業所の指定に係る経由事務(法127条)については、⑤-20の※を参照のこと。 																				
(都における事務処理の状況) ・区部における立入検査実績(18年度)																					
() 内: %																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>検査事業所数</th> <th>不適正事業所数</th> <th>検査件数</th> <th>不適正件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計量器</td> <td>1,068</td> <td>213 (19.9)</td> <td>901,185</td> <td>2,604 (0.2)</td> </tr> <tr> <td>商品量目</td> <td>2,163</td> <td>193 (8.9)</td> <td>27,948</td> <td>549 (2.0)</td> </tr> </tbody> </table>							種類	検査事業所数	不適正事業所数	検査件数	不適正件数	計量器	1,068	213 (19.9)	901,185	2,604 (0.2)	商品量目	2,163	193 (8.9)	27,948	549 (2.0)
種類	検査事業所数	不適正事業所数	検査件数	不適正件数																	
計量器	1,068	213 (19.9)	901,185	2,604 (0.2)																	
商品量目	2,163	193 (8.9)	27,948	549 (2.0)																	
* 計量器検査件数は台帳検査を含む																					

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

5

20 適正計量管理事業所の指定などに関する事務

20 適正計量管理事業所の指定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	手段	考え方	総合評価
1 適正計量管理事業所の指定などに関する事務											
(1) 適正計量管理事業所の指定などに関する事務	計量法に基づき、事業者の申請に基づき、自主的な計量管理の推進を図るため、計量器を使用する事業者で一定の要件を有すると知事等が認めた事業所を、適正計量管理事業所として指定する。	区								○特定計量器の定期検査等と関連する事務であり、計量検定所の偏在等を踏まえた対応を考慮する必要はあるが、特定計量器の定期検査や勧告などの事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情を踏まえた指定や検査等の対応が図れることが期待できる。	区
		都	△	△	○	△	△	○		○本事務は、特定計量器の定期検査（「③-1-(1)」の事務）が免除される適正計量管理事業所の指定等に関する事務であり、「③-1-(1)」の事務との関連が非常に深い。 ○移管を検討するにあたっては、以下のような課題がある。 ①適正計量管理事業所の指定により、法定の定期検査は免除となることから、指定後の行政の指導監督責任は、定期検査と同様に重要な業務である。 ②計量全般についての経験と専門的な知識を持つ人材の確保が必要である。 よって、当該事務は、法的、制度的に区へ移管することは可能であり、区へ移管する方向で検討するが、上記課題の解決が必要となる。	区

検討対象事務評価個票 [都]

5

大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名	適正計量管理事業所の指定などに関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理するに必要な事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由</p> <p>△ 適正計量管理事業所の指定により、法定の定期検査は免除となることから、計量制度の維持と信頼性を確保するため、計量全般についての経験と専門的な知識を有する職員が一体的かつ統一的に執行することが望ましい。</p>	
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由</p> <p>△ 区に移管された場合、都内に複数の店舗等を持つ事業者に対しても、個別に対応する必要があるため、効率性が低下する。また、都が本部を通じて系列店舗全体の指導を行うことにより、より高い事業効果が見込まれる。</p>	
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由</p> <p>○ 適正計量管理事業所の指定により、法定の定期検査は免除となることから、指定検査及び指定後の指導には、計量器（はかりや体積計等）の検査技術及び品質管理等に関する専門的な知識が必要であるが、特別区には、そうした知識を有する職員が配置されていない。</p>	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由</p> <p>△ 一定の規模の区になることで、専門性を有する職員を確保し、効率的な人員配置を行うことも可能となる。</p>	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るために、都が一体的に処理するに必要な事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由</p> <p>△ 適正管理事業所は1万超あるが計量士は百名程度しかいないことから、大都市東京の経済活動を支える計量制度の信頼性の確保を図り、各事業所内の各現場における適正計量管理の徹底を図るため、都は、専門的な知識と経験を有する職員が講師となって各種講習会（適正管理主任者養成講習会、フォローアップ講習会、計量技術講習会等）を実施し、適正管理主任者（各現場の日常的な計量管理を行う。）の認定（受講後試験有）も行っている。</p>	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由</p> <p>△ 条例による事務処理特例制度により、特別区が事務を担うことは可能である。</p>	
(7) その他特段の事情があるかどうか。	<p>チェック <input type="checkbox"/> 理由</p> <p>○ 適正計量管理事業所の指定については、市で実施しているところはほとんどない。（千葉市のみ）</p>	
		総合評価
		都 <input type="radio"/> 区 <input checked="" type="radio"/> 保

検討対象事務評価個票

[区]

5

大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名	適正計量管理事業所の指定などに関する事務	
担当局	生活文化スポーツ局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<p>< 考え方 ></p> <p>○法律上府県のみが実施することとされている事務であるが、特定計量器の定期検査等と関連する事務であり、事務処理特例制度により移譲を受けている市もある事業である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、特定計量器の定期検査や勧告などの事務と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的技術を持った人材や効率的な指定、検査体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継ぎ、また各区間の連携や都の市町村部を所管する都と連携による対応も含めて考えれば、都による広域的な処理や一体的処理が必要とは言えない。 <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、地域の実情を踏まえた指定や検査等の対応が図れることが期待できる。</p> <p>○現在の計量検定所が市町村部を含む都内全域の業務を担っていることも踏まえ、各区間の連携や市町村部を所管する都との連携の方策のほか、専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
	都	区
		保

検討対象事務の内容

5

大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名	適正計量管理事業所の指定などに関する事務
担当局	生活文化スポーツ局
(事務の概要)	
計量法に基づき、自主的な計量管理の推進を図るため、事業者の申請により、計量器を使用する事業者で一定の要件を有すると知事等が認めた事業所について、適正計量管理事業所の指定を行う。指定を受けると定期検査が免除され、指定を受けたことを示す表示を掲示することができる。	
(主な事務内容)	
<ul style="list-style-type: none"> ・適正計量管理事業所の指定(法第127条第1項) ・適正計量管理事業所の指定申請書の受理(法第127条第2項) ・適正計量管理事業所の指定検査(法第127条第3項) ・適正計量管理事業所の指定検査結果報告(法第127条第4項) ・適正計量管理事業所が指定基準を満たさない場合の適合命令(法第131条) ・適正計量管理事業所の指定の取消し(法第132条) ・指定申請書記載事項変更、事業所廃止の届出等(法第133条) ・適正計量管理事業所報告書の徴収(法第147条) ・計量管理規程実施状況調査(立入検査)の実施(法第148条) ・質量標準管理マニュアルの承認、変更届等の処理 ・適正計量管理主任者養成講習会等講習会・講演会の開催 	
※国が指定事務を行う場合は都道府県が、都道府県が指定を行う場合は特定市町村(政令に定める市町村又は特別区)が、申請等の経由を行うことになっている(法第127条)。ただし、現在、都では経由事務の該当はない(国指定対象となる事業所ではなく、また、都内に特定市町村もない)。	
(特別区における事務処理の状況)	
<ul style="list-style-type: none"> ・全国では唯一、千葉県において政令委任及び事務処理特例制度により千葉市が適正計量管理事業所の指定などに関する全ての事務を行っている。 	
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)	
無	
(その他)	
<p>【適正計量管理事業所の指定検査について】</p> <p>○検査体制 検査員2名による事業所調査(事業所の規模にもよるが4時間程度)、他に事前に申請書類の内容確認</p> <p>○検査項目 計量管理組織・管理対象計量器等設備・計量器及び量目の検査方法の確認</p>	

(都における事務処理の状況)

1 適正計量管理事業所数(平成19年3月31日時点)

業種	区部	市部	合計
製造業	16	15	31
流通業	6,931	2,106	9,037
運輸業	138	29	167
その他	2	0	2
郵便業	1,147	386	1,533
合計	8,230	2,540	10,770

2 平成18年度指定申請、変更届、廃止届処理実績

内容	区部	市部	合計
新規申請	111	37	148
変更届	479	112	591
廃止届	321	51	372
合計	911	200	1,111

3 平成18年度計量管理規程実施状況調査実績

区部	市部	合計
395	271	666

4 平成18年度適正計量管理主任者養成講習会等講習会・講演会の開催実績

開催回数	参加者
12回	348名

検討対象事務評価シート

3

法令に基づく事務

2 汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合評価
1 汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務											
(1)汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務	水質汚濁防止法に基づき、排出水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等を行う。	区								○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。現在区が実施している関連事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。	区
		都	△		△					○水質汚濁の影響は、一の区の区域を越え広域に及ぶことも想定されるため、効果的に水質汚濁防止事務を行うためには、広域的な規制を行うことが必要である。 ○また、命令、指導・助言・勧告、立入検査等、本事務を含め、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。 ○現在、特別区は、規制指導対象となる特定施設に対して、ほぼ同様の規制内容を定める都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）に基づく規制指導の事務を、事務処理特例条例により、既に実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。 ○特別区が一定以上の規模になることにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。 ○したがって、基本的には、特別区が本事務を担うことは可能であると考えられる。 ○ただし、例えば複数区にわたり特定施設を有する事業者に対する規制指導事務は、都が一元的に行ったほうが効率的である。 よって、本事務のうち広域的な対応が必要なものを振り分けることが必要となるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

[都]

3

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	汚水等を排出する特定施設の設置届に受理などに関する事務	
担当局	環境局	
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理するに必要な事務かどうか。		
チェック	理由 △ 一の区の区域を越えた取組が必要となる場合もあり、事務移管にあたっては、排出規制や監視に関する広域的調整の仕組みが必要である。	
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
チェック	理由 特別区は環境確保条例に基づく規制指導業務を実施しており、規制を受ける事業所の事務負担の面でメリットがあるとともに、特別区が一定以上の規模になることにより、行政側の事務処理効率も上がる。	
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由 命令、指導・助言・勧告、立入検査等、法令に定められた事務を適切に執行するための専門知識を有する職員が必要であるが、特別区は、既にほぼ同一内容の規制指導を行っており、専門知識を有する職員を配置している。	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由 △ 一定以上の規模の区になることで、専門性を有する職員を確保し、効率的な人員配置を行うことも可能となる。	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理するに必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由 水質汚濁防止法施行令第10条の指定を受けることにより、特別区が事務を担うことは可能である。	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
< 考え方 >		
<p>○水質汚濁の影響は、一の区の区域を越え広域に及ぶことも想定されるため、効果的に水質汚濁防止事務を行うためには、広域的な規制を行うことが必要である。</p> <p>○また、命令、指導・助言・勧告、立入検査等、本事務を含め、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。</p> <p>○現在、特別区は、規制指導対象となる特定施設に対して、ほぼ同様の規制内容を定める都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）に基づく規制指導の事務を、事務処理特例条例により、既に実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。</p> <p>○特別区が一定以上の規模になるとにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。</p> <p>○したがって、基本的には、特別区が本事務を担うことは可能であると考えられる。</p> <p>○ただし、例えば複数区にわたり特定施設を有する事業者に対する規制指導事務は、都が一元的に行なったほうが効率的である。</p> <p>よって、本事務のうち広域的な対応が必要なものを振り分けることが必要となるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。</p>		
総合評価		
	都	区
		保

検討対象事務評価個票

[区]

3

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務	
担当局	環境局	
業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<p style="text-align: center;">< 考え方 ></p> <p>○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、政令で定める市に移譲されているほか、事務処理特例制度により移譲を受けている市もある事業である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情ではなく、都の環境確保条例に基づく事務で、現在特別区が事務処理特例により実施している工場等に対する水質規制事務と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定計画の策定、監視、汚染原因の解明等について、広域的な対応が必要となるものがあるが、都と特別区の役割分担や各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による一元的な広域対応や一体的処理が必要とは言えない。 ・専門的技術を持った人材や効率的な検査体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継ぐほか、都区間、各区間の連携により、円滑な執行は可能と考えられる。 <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、政令改正が必要であるが、事務処理特例により移管することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、都の環境確保条例に基づく事務で、現在区が事務処理特例により実施している工場等に対する水質規制事務と窓口が一本化され、工場認可等に合わせた指導も一体的に行えるなど、地域の実情に応じたより迅速で細かな対応が図れることが期待できる。</p> <p>○総量削減計画達成のための指導、水質監視におけるダイオキシン類の常時監視や環境情報の提供など、広域的、専門的対応を要する事項についての都と特別区の役割分担や各区間の連携の方策のほか、専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
	都	区
		保

検討対象事務の内容

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

③

事務の内容	事業名	汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・区部の特定事業場数 : 397 事業場(平成19年3月末現在)</p> <p>※ 特定施設とは(法第2条)</p> <p>次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する政令で定める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びその他の有害物質を含むこと。 ・COD、BOD等生活環境に被害を生ずるおそれがあるもの(生活環境項目)を一定量以上含むこと。 <p>・平成18年度の区部における届出実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出内容</th><th>届出根拠</th><th>届出件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置届</td><td>法第5条</td><td>16</td></tr> <tr> <td>使用届</td><td>法第6条</td><td>0</td></tr> <tr> <td>変更届</td><td>法第7条</td><td>14</td></tr> <tr> <td>氏名変更</td><td>法第10条</td><td>26</td></tr> <tr> <td>廃止届</td><td>法第10条</td><td>11</td></tr> <tr> <td>承継届</td><td>法第11条</td><td>2</td></tr> <tr> <td>測定手法</td><td>法第14条</td><td>2</td></tr> <tr> <td>汚染状況届</td><td>法第14条の2</td><td>0</td></tr> <tr> <td></td><td>計</td><td>71</td></tr> </tbody> </table> <p>・平成18年度の区部における立入検査の実績: 136 事業場</p> <p>・常時監視の実施状況(平成19年度区部実績)</p> <p>公共用水域 測定項目 : 水質108項目、底質24項目 測定地点 : 河川45地点、海域52地点 測定頻度 : 1~2回/日、年2~12回(追跡調査、補完調査も実施)</p> <p>地下水 概況調査(地域の全体的な汚染状況を把握) 調査項目 : 環境基準項目26項目 調査地点 : 60地点 定期モニタリング調査(汚染の経年的な推移を把握) 調査項目 : 汚染対象物質及び関連物質を選定 調査地点 : 120地点 汚染井戸周辺地区調査(概況調査の結果、新たに発見された汚染の汚染範囲を確認) 調査項目 : 汚染対象物質 調査地点 : 7地区で27地点</p>	届出内容	届出根拠	届出件数	設置届	法第5条	16	使用届	法第6条	0	変更届	法第7条	14	氏名変更	法第10条	26	廃止届	法第10条	11	承継届	法第11条	2	測定手法	法第14条	2	汚染状況届	法第14条の2	0		計	71
届出内容	届出根拠	届出件数																															
設置届	法第5条	16																															
使用届	法第6条	0																															
変更届	法第7条	14																															
氏名変更	法第10条	26																															
廃止届	法第10条	11																															
承継届	法第11条	2																															
測定手法	法第14条	2																															
汚染状況届	法第14条の2	0																															
	計	71																															
担当局	環境局																																
(事務の概要)	水質汚濁防止法(以下「法」という。)に基づき、排出水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等を行う。																																
(主な事務内容)																																	
1 排出水の排出の規制等																																	
① 特定施設に係る届出の受理等(法第5条～第7条及び第9条～第11条)																																	
② 計画変更命令等(第8条及び第8条の2)及び改善命令等(法第13条及び第13条の2)																																	
③ 総量規制基準の適用されない汚濁発生源に対する指導等(法第13条の3)																																	
④ 汚濁負荷量の測定手法の届出の受理(法第14条)																																	
⑤ 事故時の措置に係る届出の受理及び命令(法第14条の2)																																	
⑥ 地下水の水質の浄化に係る措置命令(法第14条の3)																																	
2 水質の汚濁の状況の監視等																																	
① 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の常時監視並びに環境大臣への報告(法第15条)																																	
② 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表(法第17条)																																	
③ 緊急時の措置命令(法第18条)																																	
3 その他																																	
① 報告の収集及び検査(法第22条)																																	
② 適用除外施設・事業場に係る通知の受理、要請及び協議(法第23条)																																	
③ 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する資料の提出の要求等(法第24条)																																	
(特別区における事務処理の状況)																																	
標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。																																	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第4章第1節に規定する工場及び指定作業場の規制に係る事務については、一部を除き、事務処理特例条例により、特別区が処理している。また、区が独自に水質測定を行う場合もある。																																	
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)																																	
無																																	
(その他)																																	
・政令で定める市の長による事務の処理																																	
標記の事務は、原則として知事の権限に属するものであるが、法第28条の規定により政令で定める市(特別区を含む。)においては当該市の長が行うこととされ、同法施行令第10条において指定都市、中核市、特例市並びに福島市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市、西宮市及び徳島市が規定されている。																																	

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

3

事務名		概要及び備考		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方		総合評価
1 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るもの除去)														
				区								<p>○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。現在区が実施している事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。</p>		区
(1)ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るもの除去)	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気の汚染の状況の監視等に関する事務を行う。			都	△			△				<p>○大気汚染の影響は、一の区の区域を越え広域に及ぶことも想定されるため、効果的に大気汚染防止事務を行うためには、広域的な規制を行うことが必要である。 ○また、命令、指導・助言・勧告、立入検査等、本事務を含め、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。 ○現在、隣接県の特例市9市中4市は、大気汚染の常時監視を行っており、特別区も、既に、23区のうち18区が任意に大気常時監視を行っている。 ○また、特別区は、規制指導対象となる工場、事業場に対して、ほぼ同様の規制内容を定める環境確保条例に基づく規制指導の事務を、事務処理特例条例により、既に実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。 ○特別区が一定以上の規模になるとことにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。 ○したがって、基本的には、特別区が本事務を担うことは可能であると考えられる。 ○ただし、情報を都にフィードバックする仕組や規制・監視に関する広域的調整の仕組を整備することが必要である。 よって、排出規制や監視に関する広域的調整の仕組が必要ではあるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。</p>		区

検討対象事務評価個票

[都]

③

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るもの除外)	
担当局	環境局	
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由 △ 一の区の区域を越えた取組が必要となる場合もあり、事務移管にあたっては、排出規制や監視に関する広域的調整の仕組みが必要である。	
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
チェック	理由 特別区は環境確保条例に基づく規制指導業務を実施しており、規制を受ける事業所の事務負担の面でメリットがあるとともに、特別区が一定以上の規模になることにより、行政側の事務処理効率も上がる。	
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由 命令、指導・助言・勧告、立入検査等、法令に定められた事務を適切に執行するための専門知識を有する職員が必要であるが、特別区は、既にほぼ同一内容の規制指導を行っており、専門知識を有する職員を配置している。	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由 △ 一定以上の規模の区になることで、専門性を有する職員を確保し、効率的な人員配置を行うことも可能となる。	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由 △ 大気汚染防止法施行令第13条の指定を受けることにより、特別区が事務を担うことは可能である。	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
< 考え方 >		
<p>○大気汚染の影響は、一の区の区域を越え広域に及ぶことも想定されるため、効果的に大気汚染防止事務を行うためには、広域的な規制を行うことが必要である。</p> <p>○また、命令、指導・助言・勧告、立入検査等、本事務を含め、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。</p> <p>○現在、隣接県の特例市9市中4市は、大気汚染の常時監視を行っており、特別区も、既に、23区のうち18区が任意に大気常時監視を行っている。</p> <p>○また、特別区は、規制指導対象となる工場、事業場に対して、ほぼ同様の規制内容を定める環境確保条例に基づく規制指導の事務を、事務処理特例条例により、既に実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。</p> <p>○特別区が一定以上の規模になることにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。</p> <p>○したがって、基本的には、特別区が本事務を担うことは可能であると考えられる。</p> <p>○ただし、情報を都にフィードバックする仕組や規制・監視に関する広域的調整の仕組を整備することが必要である。</p> <p>よって、排出規制や監視に関する広域的調整の仕組が必要ではあるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。</p>		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

[区]

3

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るもの除外)	
担当局	環境局	
業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<p style="text-align: center;">< 考え方 ></p> <p>○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、政令で定める市に移譲されているほか、事務処理特例制度により移譲を受けている市もある事業である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情ではなく、すでに事務処理特例制度により特別区が実施している特定粉じん排出作業に関する事務や、都の環境確保条例に基づく事務で、現在特別区が事務処理特例により実施している事務と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気の常時監視、注意報等、広域的な対応が必要となるものがあるが、都と特別区の役割分担や各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による一元的な広域対応や一体的の処理が必要とは言えない。 ・専門的技術を持った人材や効率的な検査体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継ぐほか、都区間、各区間の連携により、円滑な執行は可能と考えられる。 <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、政令改正が必要であるが、事務処理特例により移管することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことでの、すでに事務処理特例制度により特別区が実施している事務や、都の環境確保条例に基づく事務で、現在区が事務処理特例により実施している事務と窓口が一本化され、地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。</p> <p>○広域対応を要する事務に関する都と区の役割分担や各区間の連携の方策のほか、専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
	都	区
		保

検討対象事務の内容

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

③

事業名	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るものを除く)	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部のばい煙発生施設数等:16,347施設数(平成19年3月末現在) ・平成18年度の区部における届出実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>届出内容</th><th>届出根拠</th><th>届出件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置届</td><td>法第6・18・18条の6</td><td>87</td></tr> <tr> <td>使用届</td><td>法第7・18の2・18条の7</td><td>0</td></tr> <tr> <td>変更届</td><td>法第8・18・18条の6</td><td>33</td></tr> <tr> <td>氏名変更届</td><td>法第11・18条の13</td><td>439</td></tr> <tr> <td>廃止届</td><td>法第11・18条の13</td><td>215</td></tr> <tr> <td>承継届</td><td>法第12・18条の13</td><td>106</td></tr> <tr> <td>ばい煙排出量調査報告</td><td>法第26条</td><td>4,813</td></tr> <tr> <td></td><td>計</td><td>5,693</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の区部における立入検査の実績:174件 ・常時監視の実施状況 <p>測定項目:二酸化硫黄(SO₂)、光化学オキシダント(Ox)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化窒素(NO)、非メタン炭化水素(NHMC)、炭化水素(HC)、気象(風向、風速、温度、湿度)、日射量、酸性雨、有害大気汚染物質</p> <p>測定地点:①一般環境大気測定期 住宅地域等に設置:47局(区部28、多摩19) ②自動車排出ガス測定期 道路沿道に設置:35局(区部26、多摩9) ③立体測定期 東京タワー:鉛直方向10地点 ④大気測定期(対照用) 檜原</p> <p>測定頻度:年間を通じて連続的に測定</p>	届出内容	届出根拠	届出件数	設置届	法第6・18・18条の6	87	使用届	法第7・18の2・18条の7	0	変更届	法第8・18・18条の6	33	氏名変更届	法第11・18条の13	439	廃止届	法第11・18条の13	215	承継届	法第12・18条の13	106	ばい煙排出量調査報告	法第26条	4,813		計	5,693
届出内容	届出根拠	届出件数																											
設置届	法第6・18・18条の6	87																											
使用届	法第7・18の2・18条の7	0																											
変更届	法第8・18・18条の6	33																											
氏名変更届	法第11・18条の13	439																											
廃止届	法第11・18条の13	215																											
承継届	法第12・18条の13	106																											
ばい煙排出量調査報告	法第26条	4,813																											
	計	5,693																											
担当局	環境局																												
(事務の概要)	・大気汚染防止法(以下「法」という)に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気の汚染の状況の監視等に関する事務を行う。																												
(主な事務内容)																													
事	1 ばい煙の排出の規制等																												
務	① ばい煙発生施設に係る届出の受理(工場に係る事務を除く)(法第6条～第8条、第10条～第12条) ② ばい煙発生施設に係る計画変更命令等(工場に係る事務を除く)(第9条、第9条の2及び第14条) ③ 事故時の措置に係る届出の受理及び命令(法第17条)																												
の	2 粉じんに関する規制																												
内	① 一般粉じん発生施設に係る届出の受理等(工場に係る事務を除く) (法第18条、第18条の2及び第18条の13) ② 一般粉じん発生施設に係る基準適合命令(工場に係る事務を除く)(法第18条の4)																												
容	3 大気の汚染の状況の監視等																												
	① 大気汚染の状況の常時監視、公表(法第22条及び第24条)																												
	4 その他																												
	① 報告徴収、立入検査等(法第26条～第28条)																												
	(特別区における事務処理の状況)																												
	事務処理特例条例第2条の表第24の2項に基づき、特定粉じん排出等作業の実施に係る届出の受理等、計画変更命令等については、各特別区が実施している。																												
	※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第4章第1節に規定する工場及び指定作業場の規制に係る事務については、窒素酸化物に係る審査を除き、事務処理特例条例により、特別区が処理している。																												
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)																												
	無																												
	(その他)																												
	標記の事務は、原則として都道府県知事に属するものであるが、法第31条の規定により政令で定める市(特別区を含む。)においては当該市の長が行うこととされ、同法施行令第13条において指定都市、中核市並びに小樽市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、越谷市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、吳市、大牟田市及び佐世保市の長が規定されている。																												

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

4

事務名	概要及び備考								考え方	総合評価
		評価	広域	効率	専門	規模	一體	法令		
1 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務										
(1)ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気の汚染の状況の監視等に関する事務を行う。	区							○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、政令で指定都市及び中核市に移譲されている事務である。現在区が実施している事務及び工場を除く施設に対する規制等の事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。	区
		都	△		△				○本事務は政令指定都市が行うことができる事務であるが、現状、都が実際に規制業務等を行う際には、工場と工場以外を特に区分することなく一体で行っている。このため、「③-3-(1)の事務」と一体で整理することが望ましい。 ○「③-3-(1)の事務」で記載したとおり、特別区は工場に対しても、環境確保条例に基づく規制事務を行っており、また、本事務を特別区が担うことにより、工場の側も事務負担軽減というメリットがあることから、特別区が行う方が望ましい。 ○ただし、情報を都にフィードバックする仕組の構築などが必要である。 よって、本事務については、排出規制や監視に関する広域的調整の仕組が必要ではあるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

[都]

4

大区分 25 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務		
担当局	環境局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理する必要がある事務かどうか。	○本事務は政令指定都市が行うことができる事務であるが、現状、都が実際に規制業務等を行なう際には、工場と工場以外を特に区分することなく一体で行っている。このため、「③-3-(1)の事務」と一体で整理することが望ましい。 ○「③-3-(1)の事務」で記載したとおり、特別区は工場に対しても、環境確保条例に基づく規制事務を行なっており、また、本事務を特別区が担うことにより、工場の側も事務負担軽減というメリットがあることから、特別区が行う方が望ましい。	
	チェック	理由 △ 一の区の区域を越えた取組が必要となる場合もあり、事務移管にあたっては、排出規制や監視に関する広域的調整の仕組みが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	○ただし、情報を都にフィードバックする仕組の構築などが必要である。 よって、本事務については、排出規制や監視に関する広域的調整の仕組が必要ではあるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。	
	チェック	理由 特別区は環境確保条例に基づく規制指導業務を実施しており、規制を受ける事業所の事務負担の面でメリットがあるとともに、特別区が一定以上の規模になることにより、行政側の事務処理効率も上がる。	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由 命令、指導・助言・勧告、立入検査等、法令に定められた事務を適切に執行するための専門知識を有する職員が必要であるが、特別区は、既にほぼ同一内容の規制指導を行なっており、専門知識を有する職員を配置している。	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
評 価	チェック	理由 △ 一定以上の規模の区になることで、専門性を有する職員を確保し、効率的な人員配置を行うことも可能となる。	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理する必要がある事務かどうか。		
評 価	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
評 価	チェック	理由 △ 大気汚染防止法施行令第13条の指定を受けることにより、特別区が事務を担うことは可能である。	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
評 価	チェック	理由	
	総合評価		
	都	区	保

検討対象事務評価個票

[区]

4

大区分 25 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務	
担当局	環境局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一體的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<p><考え方></p> <p>○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、政令で指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例制度により移譲を受けている市もある事業である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、すでに事務処理特例制度により特別区が実施している一部の事務や、都の環境確保条例に基づく事務で、現在特別区が事務処理特例により実施している事務、また、工場を除く施設に対する規制等の事務と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気の常時監視、注意報等、広域的な対応が必要となるものがあるが、都と特別区の役割分担や各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による一元的な広域対応や一體的処理が必要とは言えない。 ・専門的技術性を持った人材や効率的な検査体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継ぐほか、都区间、各区間の連携により、円滑な執行は可能と考えられる。 <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、工場を除く施設に対する規制等の事務を移管することと合わせて、すでに事務処理特例制度により特別区が実施している事務や、都の環境確保条例に基づく事務で、現在区が事務処理特例により実施している事務と窓口が一本化され、工場認可等に合わせた指導も一體的に行えるなど、地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。</p> <p>○広域対応を要する事務に関する都と区の役割分担や各区間の連携の方策のほか、専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
	都	区
		保

検討対象事務の内容

4

大区分 25 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務
担当局	環境局

(事務の概要)	
・大気汚染防止法(以下「法」という)に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気の汚染の状況の監視等に関する事務を行う。	
(主な事務内容)	
1 ばい煙の排出の規制等	
事務	① ばい煙発生施設に係る届出の受理(工場に係る事務)(法第6条～第8条、第10条～第12条)
	② ばい煙発生施設に係る計画変更命令等(工場に係る事務)(第9条、第9条の2及び第14条)
	③ 事故時の措置に係る届出の受理及び命令(法第17条)
2 挥発性有機化合物の排出の規制等	
務	① 挥発性有機化合物排出施設に係る届出の受理等(法第17条の4～第17条の6、第17条の12)
	② 挥発性有機化合物排出施設に係る計画変更命令等(法第17条の7、第17条の10、第17条の12)
3 粉じんに関する規制	
の内	① 一般粉じん発生施設に係る届出の受理等(工場に係る事務) (法第18条、第18条の2及び第18条の13)
	② 一般粉じん発生施設に係る基準適合命令(工場に係る事務)(法第18条の4)
4 大気の汚染の状況の監視等	
容	① 緊急時の措置(法第23条)
	5 その他
内	① 報告徴収、立入検査等(法第26条～第28条)
	(特別区における事務処理の状況)
事務処理特例条例第2条の表第24の2項に基づき、特定粉じん排出等作業の実施に係る届出の受理等、計画変更命令等については、各特別区が実施している。	
※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第4章第1節に規定する工場及び指定作業場の規制に係る事務については、窒素酸化物に係る審査を除き、事務処理特例条例により、特別区が処理している。	
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)	
無	
(その他)	
標記の事務は、原則として都道府県知事に属するものであるが、法第31条の規定により政令で定める市(特別区を含む。)においては当該市の長が行うこととされ、同法施行令第13条において指定都市及び中核市の長が規定されている(緊急時の措置(法第23条)については北九州市のみ)。	

(都における事務処理の状況)

- ・区部のばい煙発生施設数等:16,347施設数(平成19年3月末現在)
- ・平成18年度の区部における届出実績

届出内容	届出根拠	届出件数
設置届	法第6・17の4・18・18条の6	16
使用届	法第7・17の5・18の2・18条の7	12
変更届	法第8・17の6・18・18条の6	5
氏名変更届	法第11・17の12・18条の13	68
廃止届	法第11・17の12・18条の13	6
承継届	法第12・17の12・18条の13	32
ばい煙排出量調査報告	法第26条	4,813
	計	4,952

・平成18年度の区部における立入検査の実績:174件

・常時監視の実施状況

測定項目:二酸化硫黄(SO₂)、光化学オキシダント(Ox)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化窒素(NO)、非メタン炭化水素(NHMC)、炭化水素(HC)、気象(風向、風速、温度、湿度)、日射量、酸性雨、有害大気汚染物質

測定地点:
 ①一般環境大気測定期局 住宅地域等に設置:47局(区部28、多摩19)
 ②自動車排出ガス測定期局 道路沿道に設置:35局(区部26、多摩9)
 ③立体測定期局 東京タワー:鉛直方向10地点
 ④大気測定期所(対照用) 檜原

測定頻度:年間を通じて連続的に測定

検討対象事務評価シート

(3)

法令に基づく事務

4 公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務											
(1) 公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、相当量のばい煙・汚水・粉じん・騒音振動・ダイオキシン類を発生させる特定事業者（製造業、電気・ガス・熱供給業）からの公害防止管理者等の選任届の受理などに関する事務を行う。	区								○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。現在区が実施している事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。	区
		都							△	○本事務は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法などの各法令と密接に関連するものであり、これらの法律に基づく規制指導業務と一体的に移管の検討を行うことが望ましい。 ○個々の事業場からの届出を受理するという事務であり、事業者側の利便性を考慮すると、特別区で実施することが望ましい。 よって、本事務は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法などに基づく規制指導業務と同様に、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

[都]

③

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務	
担当局	環境局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第14条の指定を受けることにより、特別区が事務を担うことは可能である。	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法などの各法令と密接に関連するものであり、これらの法律に基づく規制指導業務と一体的に移管について検討することが望ましい。	
		総合評価
	都	区
		保

検討対象事務評価個票

[区]

3

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務	
担当局	環境局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<p><考え方></p> <p>○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、政令で定める市に移譲されているほか、事務処理特例制度により移譲を受けている市もある事業である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、すでに政令で区にも移譲されている騒音・振動発生施設のみが設置されている工場にかかる事務と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <p>・広域的な規制が必要な場合がありうるほか、専門的技術を持った人材や効率的な体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継ぐほか、都区間、各区間の連携を考慮すれば、都による一元的な広域対応や一体的処理が必要とは言えない。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、政令改正が必要であるが、事務処理特例により移管することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、公害防止管理者等の届出等の窓口が一本化されるとともに、区がすべての特定工場の公害防止管理者等を把握することができ、区民への情報提供や事業場等への一貫した指導など、地域の実情に応じた迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。</p> <p>○公害防止管理者講習をはじめ、広域対応を要する場合の都と区の役割分担や各区間の連携の方策のほか、専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務
担当局	環境局
(事務の概要)	<p>・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「法」という。)に基づき、相当量のばい煙・汚水・粉じん・騒音振動・ダイオキシン類を発生させる特定事業者(製造業、電気・ガス・熱供給業)からの公害防止管理者等の選任届の受理などに関する事務を行う。</p>
	(主な事務内容) <ul style="list-style-type: none"> ① 公害防止統括者の選任の届出受理(法第3条) ② 公害防止管理者的選任の届出受理(法第4条) ③ 公害防止主任管理者的選任の届出受理(法第5条) ④ 公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者的代理者の選任の届出受理(法第6条) ⑤ 特定事業者の地位の届出受理(法第6条の2) ⑥ 公害防止統括者等の解任命令(法第10条) ⑦ 公害防止統括者等の職務の実施状況の報告収取及び検査の実施(法第11条)
	(特別区における事務処理の状況) <p>法施行令第14条により、騒音発生施設及び振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務は特別区の長が行っている。 その他の標記の事務に關し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 ※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第105条第2項による公害防止管理者的選任及び解任の届出の受理については、事務処理特例条例により、特別区が処理している。</p>
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): (有・無) <p>無</p>
	(その他) <p>標記の事務は、原則として都道府県知事に属するものであるが、法第14条の規定により政令で定める市(特別区を含む。)においては当該市の長が行うこととされ、同法施行令第14条において、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場は市町村長が、ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場は、指定都市及び中核市の長が、上記以外の工場については、指定都市、中核市、特例市並びに福島市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、藤沢市、西宮市及び徳島市の長が規定されている。</p>

(都における事務処理の状況)						
1 平成19年度 特定施設数及び選任・解任届出受理等件数(19年4月～20年2月7日)						
対象施設	届出	統括者	統括代理	防止管理者	防止代理	届出受理計
大気・粉じん	332	39	32	51	43	165
水質・主任	37	4	3	5	4	16
騒音振動	8	3	4	2	2	11
ダイオキシン類発生施設	4	0	0	1	0	1
計	381	46	39	59	49	193

※ 1年間では、約250件程度と見込まれる。

2 その他
未選任工場の選任指導(文書発送)を毎年12月頃実施している。

※ 特定工場とは
以下の2つの要件を満たす工場

- 1 業種が製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のいずれかであること
- 2 以下の施設のいずれかが設置されている政令で定める工場
 - ・ばい煙発生施設
 - ・汚水等排出施設
 - ・騒音発生施設
 - ・特定粉じん発生施設
 - ・一般粉じん発生施設
 - ・振動発生施設
 - ・ダイオキシン類発生施設

※ 公害防止管理者、公害防止主任管理者、公害防止統括者とは

- ・公害防止管理者は、特定工場における大気、水質、騒音等の特定施設に係る技術的な業務を管理する。
- ・公害防止主任管理者は、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する。
- (ばい煙発生施設かつ汚水等排出施設であって、排出ガス量4万m³/時以上、かつ排出水量1万m³/日以上の工場設置者は公害防止主任管理者を置かなければならない。)
- ・公害防止統括者は、特定工場に係る公害防止に関する統括業務を行う。

(常時21人以上の従業員を有する特定工場の設置者は公害防止統括者を置かなければならない。)

検討対象事務評価シート

3

法令に基づく事務

5 ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合評価
1 ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務											
(1) ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等に関する事務を行う。	区 都	△			△				<p>○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。現在区が実施している事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。</p>	区
										<p>○ダイオキシン類に関する大気汚染や水質汚濁の影響は、一の区の区域を越え広域に及ぶことも想定されるため、効果的に大気汚染や水質汚濁等の防止事務を行うためには、広域的な規制を行うことが必要である。 ○また、命令・指導・助言・勧告、立入検査等、本事務を含め、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。 ○特別区は、環境確保条例に基づく焼却行為の制限に関する事務を事務処理特例条例により実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。 ○特別区が一定以上の規模になることにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。 ○したがって、基本的には、特別区が本事務を担うことは可能であると考えられる。 ○ただし、上述のとおり、ダイオキシン類に関する大気汚染や水質汚濁については、特別区の規模が一定以上になつても、区域を越えた取組みが必要となる場合もあり、広域的な対応策を用意しておくことが必要である。 よって、本事務については広域的調整の仕組が必要ではあるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

[都]

③

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務	
担当局	環境局	
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由 一の区の区域を越えた取組が必要となる場合もあり、事務移管にあたっては、排出規制や監視に関する広域的調整の仕組みが必要である。	
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
チェック	理由	
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由 命令、指導・助言・勧告、立入検査等、法令に定められた事務を適切に執行するための専門知識を有する職員が必要であるが、特別区は、専門知識を有する職員を配置している。	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由 一定以上の規模の区になることで、専門性を有する職員を確保し、効率的な人員配置を行うことも可能となる。	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由 ダイオキシン類対策特別措置法施行令第8条の指定を受けることにより、特別区が事務を担うことは可能である。	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
< 考え方 >		
<p>○ダイオキシン類に関する大気汚染や水質汚濁の影響は、一の区の区域を越え広域に及ぶことも想定されるため、効果的に大気汚染や水質汚濁等の防止事務を行うためには、広域的な規制を行うことが必要である。</p> <p>○また、命令、指導・助言・勧告、立入検査等、本事務を含め、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。</p> <p>○特別区は、環境確保条例に基づく焼却行為の制限に関する事務を事務処理特例条例により実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。</p> <p>○特別区が一定以上の規模になるとおり、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。</p> <p>○したがって、基本的には、特別区が本事務を担うことは可能であると考えられる。</p> <p>○ただし、上述のとおり、ダイオキシン類に関する大気汚染や水質汚濁については、特別区の規模が一定以上にならなくても、区域を越えた取組みが必要となる場合もあり、広域的な対応策を用意しておくことが必要である。</p> <p>よって、本事務については広域的調整の仕組が必要ではあるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。</p>		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

[区]

3

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務	
担当局	環境局	
業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<p>< 考え方 ></p> <p>○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、政令で定める市に移譲されているほか、事務処理特例制度により移譲を受けている市もある事業である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情ではなく、都の環境確保条例に基づく事務で、現在特別区が事務処理特例により実施している事務と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染状況の常時監視に係る測定計画、総合的な解析・評価、民間検査機関の精度管理等、広域的な対応が必要となるものがあるが、都と特別区の役割分担や各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による一元的な広域対応や一体的処理が必要とは言えない。 ・専門的技術性を持った人材や効率的な検査体制の確保等が必要であるが、土壤・水質等の調査を各区が独自に採取、分析し、都が集約して活用するケースや、都からの依頼により区が土壤調査地点の選定を行う例もあり、現行の都のノウハウや資源を引き継ぐほか、都区間、各区間の連携により、円滑な執行は可能と考えられる。 <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、政令改正が必要であるが、事務処理特例により移管することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、特定施設の設置届等の窓口が一本化されるとともに、調査、情報収集やダイオキシン発生施設のモニタリング等を行うことで、区民への情報提供や工場等への一貫した指導など、地域の実情に応じた迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。</p> <p>○ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときの拡散防止をはじめ、広域対応を要する場合の都と区の役割分担や各区間の連携の方策のほか、専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
	都	区
		保

検討対象事務の内容

(3)

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務																																							
担当局	環境局																																							
(事務の概要)																																								
・ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という)に基づき、ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等に関する事務を行う。																																								
(主な事務内容)																																								
事務	1 ダイオキシン類の排出の規制等																																							
	① 特定施設に係る届出の受理等(法第12条～第14条、第17条～第19条)																																							
	② 特定施設に係る計画変更命令等(法第15条、第16条及び第22条)																																							
事務	③ 事故時の措置に係る通報の受理、命令、環境大臣への報告(法第23条)																																							
	2 ダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等																																							
	① 大気、水質及び土壤の汚染の状況の常時監視、調査測定、公表等(法第26条～第28条)																																							
の内	3 その他																																							
	① 報告徴収、立入検査等(法第34条～第36条)																																							
(特別区における事務処理の状況)																																								
標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行なっていない。																																								
※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定する廃棄物等の焼却行為の制限に係る事務については、事務処理特例条例により、特別区が処理している。																																								
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)																																								
無																																								
(その他)																																								
標記の事務は、原則として都道府県知事に属するものであるが、法第41条の規定により政令で定める市(特別区を含む。)においては当該市長が行うこととされ、同法施行令第8条において指定都市及び中核市長が規定されている。																																								
(都における事務処理の状況)																																								
・区部のダイオキシン類特定施設数:廃棄物焼却炉等162施設、製鋼用電気炉3施設(平成19年3月末現在) 大気基準適用施設を有する事業場:99事業場(廃棄物焼却炉等97、製鋼用電気炉2) 水質基準対象施設を有する事業場:35事業場(廃ガス洗浄施設等25、下水道終末処理施設9、廃PCB等の分解施設1)																																								
・平成18年度の区部における届出実績																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">届出内容</th> <th rowspan="2">届出根拠</th> <th colspan="2">届出件数</th> </tr> <tr> <th>大気</th> <th>水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置届</td> <td>法第12条</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>使用届</td> <td>法第13条</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>変更届</td> <td>法第14条</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>氏名変更届</td> <td>法第18条</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>廃止届</td> <td>法第18条</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>承継届</td> <td>法第19条</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>40</td><td>37</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td>3</td> </tr> </tbody> </table>	届出内容	届出根拠	届出件数		大気	水質	設置届	法第12条	4	1	使用届	法第13条	0	0	変更届	法第14条	7	7	氏名変更届	法第18条	26	26	廃止届	法第18条	2	2	承継届	法第19条	1	1	合計		40	37				3
届出内容	届出根拠	届出件数																																						
		大気	水質																																					
設置届	法第12条	4	1																																					
使用届	法第13条	0	0																																					
変更届	法第14条	7	7																																					
氏名変更届	法第18条	26	26																																					
廃止届	法第18条	2	2																																					
承継届	法第19条	1	1																																					
合計		40	37																																					
			3																																					
・平成18年度の特定施設設置事業場への立入検査実績:59事業場(大気31、水質28)																																								
※ ダイオキシン類とは ・ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコブラナーポリ塩化ビフェニル																																								
※ 特定施設とは ・工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であつて、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの 例) 大気基準適用施設:焼却能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉等 水質基準対象施設:廃棄物焼却炉に付属する廃ガス洗浄施設、下水道終末処理施設等																																								

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

3

6 土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合評価
1 土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務											
(1) 土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務	土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査、指定地域の指定等及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務を行う。	区								○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。現在区が実施している事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。	区
		都				△				○本事務を含め、命令、指導・助言・勧告、立入検査等、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。 ○環境確保条例では、法と同様に工場等廃止時の土壌の汚染状況の調査（116条調査）を義務付けるほか、3000m ² 以上の敷地内における土地の改変時の調査（117条調査）も規定している。 ○特別区は、116条調査の結果の届出の受理、汚染拡散防止計画書の作成及び汚染の拡散の防止の措置の命令等の事務について、事務処理特例条例により既に実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。 ○特別区が一定以上の規模になることにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。 ○本事務を移管し、法と条例に基づく規制を各区が一元的に行うことにより、事業効果や事業効率が高まる。また、局所的な近隣住民対策の必要性が高い業務であり、特別区が実施するメリットも大きい。 よって、本事務は、区へ移管する方向で検討する。 なお、平成21年度には、対象範囲を拡大するなどの法改正が予定されており、法改正の動向を十分に踏まえることが必要である。	区

検討対象事務評価個票

[都]

③

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名	土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務	
担当局	環境局	
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
チェック	理由	
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由 命令、指導・助言・勧告、立入検査等、法令に定められた事務を適切に執行するための専門知識を有する職員が必要であるが、特別区は、専門知識を有する職員を配置している。	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由 一定以上の規模の区になることで、専門性を有する職員を確保し、効率的な人員配置を行うことも可能となる。	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由 土壌汚染対策法施行令第8条の指定を受けることにより、特別区が事務を担うことは可能である。	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
< 考え方 >		
<p>○本事務を含め、命令、指導・助言・勧告、立入検査等、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。</p> <p>○環境確保条例では、法と同様に工場等廃止時の土壌の汚染状況の調査(116条調査)を義務付けるほか、3000m²以上の敷地内における土地の改変時の調査(117条調査)も規定している。</p> <p>○特別区は、116条調査の結果の届出の受理、汚染拡散防止計画書の作成及び汚染の拡散の防止の措置の命令等の事務について、事務処理特例条例により既に実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。</p> <p>○特別区が一定以上の規模になることにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。</p> <p>○本事務を移管し、法と条例に基づく規制を各区が一元的に行うことにより、事業効果や事業効率が高まる。また、局所的な近隣住民対策の必要性が高い業務であり、特別区が実施するメリットも大きい。</p> <p>よって、本事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>なお、平成21年度には、対象範囲を拡大するなどの法改正が予定されており、法改正の動向を十分に踏まえることが必要である。</p>		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

[区]

3

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名	土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務	
担当局	環境局	
業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<p style="text-align: center;"><考え方></p> <p>○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、政令で定める市に移譲されているほか、事務処理特例制度により移譲を受けている市もある事業である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、都の環境確保条例に基づく事務で、現在特別区が事務処理特例により実施している事務と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、政令改正が必要であるが、事務処理特例により移管することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、都の環境確保条例に基づく事務で、現在区が事務処理特例により実施している土壌汚染状況調査結果の受理等の事務と、窓口が一本化されるとともに、一貫した土壌汚染対策が可能となるなど、地域の実情に応じた迅速で細かな対応が図れることが期待できる。</p> <p>○各区間の指導水準の均衡や環境や人の健康への影響が広域に及ぶ場合の対応等、都と区の役割分担や各区間の連携の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
	都	区
	保	

検討対象事務の内容

(3)

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名	土壤汚染状況調査の実施の命令などに関する事務
担当局	環境局
(事務の概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法(以下「法」という。)に基づき、土壤汚染状況調査、指定区域の指定等及び土壤汚染による健康被害の防止措置に関する事務を行う。
(主な事務内容)	<p>1 土壤汚染状況調査に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査の報告の徵収等(法第3条) ② 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査等の命令又は調査の実施(法第4条) <p>2 指定区域の指定等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定区域(土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める土地の区域)の指定等(法第5条) ② 指定区域台帳の調製及び閲覧(法第6条) <p>3 土壤汚染による健康被害の防止措置に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 汚染の除去等の措置命令(法第7条) ② 土地の形質の変更の届出の受理及び計画変更命令(法第9条) <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 報告の徵収及び検査(法第29条) ② 公共の用に供する土地についての命令に係る協議(法第30条) ③ 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する資料の提出の要求等(法第31条)
(特別区における事務処理の状況)	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 <p>内 容</p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規定による工場又は指定作業場の廃止又は建物除却時における土壤の汚染状況の調査結果の届出の受理等に係る事務については、事務処理特例条例により、特別区が処理している。</p> <p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める市の長による事務の処理 <p>標記の事務は、原則として知事の権限に属するものであるが、法第37条の規定により政令で定める市(特別区を含む。)においては当該市の長が行うこととされ、同法施行令第10条において指定都市、中核市、特例市並びに福島市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市、西宮市及び徳島市が規定されている。</p>

(都における事務処理の状況)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(都における事務処理の状況)</td></tr> <tr> <td colspan="2">・土壤汚染対策法の施行状況</td></tr> <tr> <td colspan="2">区部の土壤汚染状況調査報告書等(平成19年9月30日現在)</td></tr> </table>		(都における事務処理の状況)		・土壤汚染対策法の施行状況		区部の土壤汚染状況調査報告書等(平成19年9月30日現在)							
(都における事務処理の状況)														
・土壤汚染対策法の施行状況														
区部の土壤汚染状況調査報告書等(平成19年9月30日現在)														
内 訳	<table border="1"> <tr> <td>有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>土壤汚染状況調査の結果報告件数</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>土壤汚染状況調査を実施中の件数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>都道府県知事の確認により調査が猶予された件数</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>上記確認の手続き中件数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他(注)</td> <td>22</td> </tr> </table>		有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	283	土壤汚染状況調査の結果報告件数	151	土壤汚染状況調査を実施中の件数	0	都道府県知事の確認により調査が猶予された件数	110	上記確認の手続き中件数	0	その他(注)	22
有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	283													
土壤汚染状況調査の結果報告件数	151													
土壤汚染状況調査を実施中の件数	0													
都道府県知事の確認により調査が猶予された件数	110													
上記確認の手続き中件数	0													
その他(注)	22													
	<p>注)・調査猶予の確認申請をこれからするもの。 ・調査をするか調査猶予の確認申請をするか未定又は不明のもの。</p>													
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">区部の指定区域の指定等件数(平成19年9月30日現在)</td> </tr> <tr> <td>指定区域の指定件数</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>指定区域の解除件数</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>指定区域の一部解除件数</td> <td>2</td> </tr> </table>		区部の指定区域の指定等件数(平成19年9月30日現在)		指定区域の指定件数	61	指定区域の解除件数	34	指定区域の一部解除件数	2				
区部の指定区域の指定等件数(平成19年9月30日現在)														
指定区域の指定件数	61													
指定区域の解除件数	34													
指定区域の一部解除件数	2													
	<p>※ 有害物質使用特定施設とは(法第3条)</p> <p>水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設(③-2参照)であって、鉛、ひ素、トリクロロエチレン等の特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するもの</p>													

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

③

7 犬及びねこの引取りに関する事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合評価
1 犬及びねこの引取りに関する事務											
(1) 犬及びねこの引取りに関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）に基づき、犬及びねこの所有者からの要請あるいは負傷動物の発見者からの通報等に基づいて犬及びねこ等を引取る事務等を行う。	区		△						○住民生活に密着した事務であり、法律上政令の指定により区市への移管が可能とされている事務である。動物愛護相談センターの偏在等を踏まえた対応を考慮する必要はあるが、現在特別区が実施している適正飼育の普及啓発等の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。動物愛護に関する意識の向上をはじめ、地域の実情に応じたきめ細かな対応が図れることが期待できる。	区
		都		○	○	○		○		○本事務は、地域の実情に応じた対応が求められるなど住民に身近な事務であり、特別区が事務を担うことにより、動物の引取りの迅速化や動物愛護の普及啓発の充実を図り、行政サービスの向上を図ることができると考えられる。 ○ただし、移管を検討するにあたっては、 ①犬ねこの引取りは、動物愛護管理法及び条例に基づく、動物行政の業務の一連の流れ（所有者及び拾得者からの引取り→飼養管理→返還又は処分（致死、譲渡））のある事務であること ②動物愛護相談センターにおいては、当該事務と密接不可分な狂犬病予防法に基づく捕獲・抑留等の事務、収容動物の飼養管理、返還、処分（致死、譲渡等を含む）を一体として実施していること ③動物愛護管理法に基づく動物取扱業の監視指導、責任者研修もセンターを拠点に一体として実施していることから、一定以上の規模になった全ての特別区において、動物愛護行政と狂犬病予防対策を一体として実施するための施設・設備、人材を確保する必要があることに留意しなければならない。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討するが、上記課題の解決に向けた検討もあわせて行う。	区

検討対象事務評価個票

[都]

③

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名	犬及びねこの引取りに関する事務					
担当	福祉保健局					
<p>(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td style="width: 90%;">理由</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>現在、都では、一時収容における適正飼育のための施設を区部では1箇所設置し、効率的に事務を行っており、分割することにより施設・設備や人材配置の面で非効率になることが見込まれる。</td> </tr> </table>			チェック	理由	<input type="checkbox"/>	現在、都では、一時収容における適正飼育のための施設を区部では1箇所設置し、効率的に事務を行っており、分割することにより施設・設備や人材配置の面で非効率になることが見込まれる。
チェック	理由					
<input type="checkbox"/>	現在、都では、一時収容における適正飼育のための施設を区部では1箇所設置し、効率的に事務を行っており、分割することにより施設・設備や人材配置の面で非効率になることが見込まれる。					
<p>(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td style="width: 90%;">理由</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>都では、獣医師を配置しているが、特別区は獣医師の採用を行っていない。</td> </tr> </table>			チェック	理由	<input type="checkbox"/>	都では、獣医師を配置しているが、特別区は獣医師の採用を行っていない。
チェック	理由					
<input type="checkbox"/>	都では、獣医師を配置しているが、特別区は獣医師の採用を行っていない。					
<p>(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td style="width: 90%;">理由</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>各区、区相互の連携により、事業規模に見合った一時収容における適正飼育、譲渡、処分のための施設を設置する必要がある。</td> </tr> </table>			チェック	理由	<input type="checkbox"/>	各区、区相互の連携により、事業規模に見合った一時収容における適正飼育、譲渡、処分のための施設を設置する必要がある。
チェック	理由					
<input type="checkbox"/>	各区、区相互の連携により、事業規模に見合った一時収容における適正飼育、譲渡、処分のための施設を設置する必要がある。					
<p>(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td style="width: 90%;">理由</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </table>			チェック	理由	<input type="checkbox"/>	
チェック	理由					
<input type="checkbox"/>						
<p>(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td style="width: 90%;">理由</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </table>			チェック	理由	<input type="checkbox"/>	
チェック	理由					
<input type="checkbox"/>						
<p>(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td style="width: 90%;">理由</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </table>			チェック	理由	<input type="checkbox"/>	
チェック	理由					
<input type="checkbox"/>						
<p>(7) その他特段の事情があるかどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td style="width: 90%;">理由</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>狂犬病予防法に基づく事務（②-3）や動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業の監視指導（④-67）と密接に関連しており、一体的に検討する必要がある。</td> </tr> </table>			チェック	理由	<input type="checkbox"/>	狂犬病予防法に基づく事務（②-3）や動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業の監視指導（④-67）と密接に関連しており、一体的に検討する必要がある。
チェック	理由					
<input type="checkbox"/>	狂犬病予防法に基づく事務（②-3）や動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業の監視指導（④-67）と密接に関連しており、一体的に検討する必要がある。					
総合評価						
	都	区	保			

検討対象事務評価個票

[区]

3

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名	犬及びねこの引取りに関する事務	
担当局	福祉保健局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
		△
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一括して処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<考え方>		
<p>○住民生活に密着した事務であり、政令で定める市に移譲されているほか、事務処理特例制度により移譲を受けている市もある事業である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、現在犬の登録、動物愛護と適正飼育の普及啓発、苦情・相談、飼い主指導、畜舎の許可等を実施している特別区が、地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護相談センターの偏在等を踏まえた一定の広域的対応が必要となるが、各区間の連携や市町村部を所管する都との連携による対応も含めて考えれば、都による広域的な処理や一体的処理が必要とは言えない。 ・獣医師等専門的技術を持った人材や効率的な執行体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継ぐほか、各区間の連携や市町村部を所管する都との連携により、円滑な執行は可能と考えられる。 <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、政令改正が必要であるが、事務処理特例により移管することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、地域の声に迅速に応えながら、動物愛護に関する事務を一貫して対応することができるようになり、動物愛護に関する意識の向上をはじめ、地域の実情に応じたきめ細かな対応が図れることが期待できる。</p> <p>○現在の動物愛護相談センターが、市町村部を含む都内全域の業務を担っており、また区部は2箇所に偏在していることも踏まえ、各区間の連携や市町村部を所管する都との連携の方策のほか、専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

③

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名	犬及びねこの引取りに関する事務	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・都においては、動物愛護相談センター、同多摩支所、城南島出張所の3施設において役割を分担しながら、関連の深い狂犬病予防法の事務とあわせて全都を対象に事務を実施している。</p> <p>・平成18年度実績</p> <table border="0"> <tr> <td>引取り数</td><td>犬1,698頭(区部772頭)、ねこ5,974匹(区部2,844匹) 計7,672(区部3,616)</td></tr> <tr> <td>【参考】犬の捕獲、収容</td><td>1,221頭(区部392頭)</td></tr> <tr> <td>【参考】譲渡数</td><td>犬605頭(区部304頭)、ねこ185匹(区部88匹) 計790(区部392)</td></tr> <tr> <td>【参考】殺処分</td><td>犬557頭、ねこ6,348匹 計6,905</td></tr> <tr> <td>負傷動物収容</td><td>673頭(区部443頭)</td></tr> <tr> <td>平成19年4月1日現在動物愛護推進員</td><td>309名(区部203名)</td></tr> </table>	引取り数	犬1,698頭(区部772頭)、ねこ5,974匹(区部2,844匹) 計7,672(区部3,616)	【参考】犬の捕獲、収容	1,221頭(区部392頭)	【参考】譲渡数	犬605頭(区部304頭)、ねこ185匹(区部88匹) 計790(区部392)	【参考】殺処分	犬557頭、ねこ6,348匹 計6,905	負傷動物収容	673頭(区部443頭)	平成19年4月1日現在動物愛護推進員	309名(区部203名)
引取り数	犬1,698頭(区部772頭)、ねこ5,974匹(区部2,844匹) 計7,672(区部3,616)													
【参考】犬の捕獲、収容	1,221頭(区部392頭)													
【参考】譲渡数	犬605頭(区部304頭)、ねこ185匹(区部88匹) 計790(区部392)													
【参考】殺処分	犬557頭、ねこ6,348匹 計6,905													
負傷動物収容	673頭(区部443頭)													
平成19年4月1日現在動物愛護推進員	309名(区部203名)													
担当局	福祉保健局													
(事務の概要)	・動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)に基づき、犬及びねこの所有者からの要請あるいは負傷動物発見者からの通報等に基づいて犬及びねこ等を引取る事務等を行う。													
(主な事務内容)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所有者からの求めによる犬及びねこの引取り(法第35条第1項) 2 拾得者等からの求めによる犬及びねこの引取り(法第35条第2項) 3 犬及びねこの引取りの委託(法第35条第4項) 4 負傷動物等の発見者からの通報の受理(法第36条第1項) 5 動物又はその動物の死体の収容(法第36条第2項) 6 犬及びねこの繁殖制限に係る指導・助言(法第37条第2項) 7 動物愛護推進員の委嘱(法第38条第1項) 8 協議会の設置(法第39条) 													
事務の内 容	(特別区における事務処理の状況)													
	・動物関連事務として、狂犬病予防法に基づく以下の事務については、各特別区が処理している。 犬の登録の申請受理、鑑札の交付、死亡・所在地変更の届出受理(第4条)、注射済票の交付(第5条)、狂犬病発生時の獣医師からの届出受理、都道府県知事への届出(第8条)													
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)													
	・第二次東京都地方分権推進計画では、区からの権限委譲の申し出があった場合は、積極的に支援策を講じて、事務・権限の移譲を推進していくとしている。(今までに特別区からの申し出はない。)													
容 (その他)	<p>・政令で定める市の長による事務の処理</p> <p>標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、法第35条の規定により、指定都市、中核市、その他政令で定める市(特別区を含む。)においては当該市の長が行うこととされている。現在、政令によってこの事務を実施している市はない。</p>													